

鳥栖市特別支援教育就学奨励費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥栖市教育委員会が鳥栖市立小学校及び中学校の特別支援学級に就学する児童及び生徒又は通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童及び生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、予算の範囲内において、特別支援教育就学奨励費を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 この要綱による就学奨励費の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、鳥栖市立小学校及び中学校（以下「小・中学校」という。）の特別支援学級に就学する児童及び生徒又は通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童及び生徒の保護者で、かつ、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に規定する収入額（次条及び第4条第1項第7号において「収入額」という。）が同号に規定する需要額（次条及び第4条第1項第7号において「需要額」という。）の2.5倍未満の保護者とする。ただし、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助又は教育扶助を受けているとき。
- (2) 鳥栖市就学援助要綱（平成17年4月1日施行）による就学援助費の支給を受けているとき。

(算定方法)

第3条 収入額及び需要額は、国が定める算定要領により算定するものとする。

(支給対象経費)

第4条 就学奨励費の支給対象経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 修学旅行費
- (3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）のうち交通費及び見学科
- (4) 校外活動費（宿泊を伴うもの）のうち交通費、宿泊費及び見学科
- (5) 学用品・通学用品購入費
- (6) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
- (7) オンライン学習通信費（収入額が需要額の1.5倍未満の世帯の児童又は生徒に限る。）

2 就学奨励費は、国の定める特別支援教育就学奨励費補助金補助単価の限度額の範囲内で、実費の半額を支給するものとする。ただし、年度の途中に入学、転学した児童及び生徒の保護者に対しては、異動日により支給額を決定する。

(申請)

第5条 就学奨励費の支給を受けようとする者は、特別支援教育就学奨励費支給申請書(様式第1号)を、児童及び生徒が就学する小・中学校の校長を経由して別に定める日までに、教育委員会に提出しなければならない。

(支給決定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請を受理したときは、就学奨励費の支給の可否を決定し、特別支援教育就学奨励費支給決定通知書(様式第2号)により校長を経由して申請者に通知するものとする。

(支給時期等)

第7条 就学奨励費は、毎年1回、3月に支給する。

2 教育委員会が特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、支給回数及び支給時期を変更することができる。

(支給方法等)

第8条 就学奨励費は、校長を経由して保護者に支給するものとする。ただし、校長の依頼で市長が口座振替により支給する場合は、この限りでない。

2 就学奨励費支給対象経費に該当する学校納付金等の未納金がある場合には、保護者の同意に基づき、当該未納学校納付金等に就学奨励費を充当することができる。

(資格の喪失等)

第9条 児童又は生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失するものとする。

- (1) 第2条第1号に規定する生活扶助又は教育扶助が開始されたとき。
- (2) 第2条第2号に規定する就学援助費の支給が開始されたとき。
- (3) 児童又は生徒が転学、死亡等により小・中学校に在学しなくなったとき。

(支給決定の取消し等)

第10条 教育委員会は、虚偽その他不正な手段により就学奨励費の支給を受けたと認めるときは、その支給の決定を取り消し、既に支給した就学奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

(届出の義務)

第11条 保護者は、就学奨励費の支給を受けている児童又は生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、辞退届(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る事項に変更が生じたとき。
- (2) 第9条に該当する理由が生じたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行し、平成24年度分の奨励費から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行し、令和3年度分の奨励費から適用する。

様式第1号

年度 鳥栖市特別支援教育就学奨励費支給申請書（兼 口座振替依頼書・委任状）

鳥栖市教育委員会 様

特別支援教育就学奨励費の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

私は、鳥栖市教育委員会が本申請の審査のため、世帯全員の住民基本台帳に関する資料及び所得・課税の状況に関する資料の確認を行うことを承諾します。

申請日 年 月 日

学校	鳥栖市立 学校		申請者 (保護者)	住所	鳥栖市
交付対象児童・生徒	学年	児童・生徒氏名		1月1日時点の住所	1 同上 2 その他 ()
				氏名	
				電話番号	(自宅)
					(携帯)

昨年12月31日現在の世帯構成員の状況（単身赴任の保護者を含む生計を一にする者全員）

No.	氏名	生年月日 (年齢)	個人番号	児童・生徒から見た続柄	在学学校名・学年・特別支援学級通学の有無等
1		・ ・ ()		児童生徒本人	
2		・ ・ ()			
3		・ ・ ()			
4		・ ・ ()			
5		・ ・ ()			
6		・ ・ ()			
7		・ ・ ()			
8		・ ・ ()			
9		・ ・ ()			
10		・ ・ ()			

振込口座	金融機関名	支店名	種類	口座番号	口座名義人（カタカナ）
			1 普通 2 当座		
	※申請者名義の口座を記入してください。 ※通帳（表紙の裏）又はキャッシュカードの写しを添付してください。				

就学奨励費支給対象経費に該当する学校納付金等の未納金がある場合には、当該未納学校納付金等の請求及び受領に関する権限を申請児童生徒が就学する小・中学校の校長に委任します。

申請者 印

※別世帯の方が児童生徒と同一生計の場合又は本年1月2日以降に鳥栖市に転入された方がいる場合は、その方の所得証明書を添付してください。

番 号
年 月 日

様

鳥栖市教育委員会 印

年度特別支援教育就学奨励費支給決定通知書

先に申請のありました特別支援教育就学奨励費の支給について、下記のとおり決定したので通知します。

記

児童生徒氏名 (鳥栖市立 学校)

支給内訳

支給対象経費	支給限度額	備考
学校給食費	円	
修学旅行費	円	
校外活動費 (宿泊を伴わないもの)	円	
校外活動費 (宿泊を伴うもの)	円	
学用品・通学用品購入費	円	
新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	円	
オンライン学習通信費	円	

※記載の金額は、限度額です。 年 月に、実績に応じた額を支給します。

年 月 日

鳥栖市教育委員会 様

申請者（保護者）

住 所

氏 名

印

辞退届

下記の児童・生徒に関する 年度特別支援教育就学奨励費の受給について辞退いたします。

記

児童・生徒氏名	学年・組
	学年 組
	学年 組
	学年 組